



長野県報

4月19日(月)
平成22年
(2010年)
第2158号

目 次

告 示

保安林予定森林にする旨の通知(5件)(森林づくり推進課)	1
広域連合の規約の変更の許可(3件)(市町村課)	2

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室)	3
大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出(産業政策課)	3
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく狩猟免許試験の実施(森林づくり推進課野生鳥獣対策室)	3
土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分の実施の届出(農地整備課)	4

告 示

長野県告示第234号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成22年4月19日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡辰野町大字樋口字管沢78、79の1から79の10まで、字山際1252の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字管沢79の1から79の10まで(以上10筆について、次の図に示す部分に限る)、字山際1252の2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第235号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成22年4月19日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡箕輪町大字東箕輪字日影入2071の1005、2071の1016

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第236号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成22年4月19日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡箕輪町大字東箕輪字すげの沢4523

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字すげの沢4523（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第237号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年4月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡上松町大字荻原18の5、1764の口、1765のニ
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第238号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年4月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡南木曾町読書2536の26

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県松本地方事務所告示第1号

松本広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成22年3月30日付けで許可しました。

平成22年4月19日

長野県松本地方事務所長 原 隆文

市町村課

長野県長野地方事務所告示第3号

長野広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成22年3月31日付けで許可しました。

平成22年4月19日

長野県長野地方事務所長 小林 守夫

市町村課

長野県北信地方事務所告示第1号

北信広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成22年3月30日付けで許可しました。

平成22年4月19日

長野県北信地方事務所長 奏田 修治

市町村課